

限度額適用認定証 の申請について

限度額適用認定証により、

「高額療養費」分を病院窓口での支払額から差し引くことができます。

ただし、限度額適用認定証の申請が診療時に間に合わない場合や世帯合算等により限度額適用認定証ではカバーできない高額療養費が発生する場合は、一旦立て替え払いをして頂いた上で、後日、組合から送付される高額療養費の申請書により払い戻しを受けることになります。（この場合、2～3ヶ月程度かかります。）

高額療養費は、世帯の所得によりご自分の負担額が異なりますので、

お作りする限度額適用認定証は、ア～オの5区分に分かれます。

所得区分	年間所得	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1% 円まで負担
イ	600万円超～901万円以下	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1% 円まで負担
ウ	210万円超～600万円以下	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1% 円まで負担
エ	210万円以下	57,600 円まで負担
オ	全員住民税非課税	35,400 円まで負担 食事負担も安くなります

※ 従来、所得の報告をお願いしておりましたが、マイナンバー制度による情報連携で、**所得の報告を省略することができるようになりました。**

所得区分は世帯単位で決定しますので、加入している家族の所得も合計します。

「限度額適用認定申請書」に記入し、組合へご提出ください。

乙種組合員（従業員）の方が申請する場合は、身元確認が必要となります。

運転免許証等（公的機関発行の写真付きのもの）のコピー

を添付してください。

マイナ保険証を利用しましょう

マイナ保険証とは、保険証機能をつけているマイナンバーカードのことです。これを使うと、本人の同意がある場合において「限度額適用認定証」の情報も医療機関窓口で確認することができます。

今回のような申請は不要ですし、更新する必要もなく、便利です。



**限度額適用
国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書**
限度額適用・標準負担額

和歌山県歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

申請日 令和 年 月 日

申請者

	被保険者証記号番号	和 302						
組 合 員	住 所							
	氏 名							
	マイナンバー							
	生年月日	昭	・	平	年	月 日	男	・

※ 今回、「認定証」が必要な方についてご記入ください。

限度額適用 減額対象者	氏 名						組合員との続柄				
	マイナンバー										
	生年月日	昭	・	平	・	令	年	月 日	男	・	女
	今回「認定証」が必要となった原因は、第三者行為(交通事故等)によるものですか。								はい	・	いいえ
	長期入院	該 当		・		非該 当					

長期入院該当とは、保険証に名前のある方全員が、該当年度の市町村民税が非課税で、かつ、入院期間が申請日の前1年以内に90日を越えた場合です。
長期入院に該当した場合、さらに自己負担額が下がります。

長期入院に該当する場合は、申請日の前1年間の入院について、下の表に直前の入院を①に、以下、順に遡って記載してください。

①	入院期間・日数	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで入院 日間								
	入院した 保険医療機関等	名 称								
所在地										
②	入院期間・日数	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで入院 日間								
	入院した 保険医療機関等	名 称								
所在地										
③	入院期間・日数	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで入院 日間								
	入院した 保険医療機関等	名 称								
所在地										

組合使用欄

1 限度額	2 標準負担額	3 限度・標準負担額	長期
発効期日	交付年月日		区分